

空襲・戦災を記録する会会則

第1条(名称) この会は、「空襲・戦災を記録する会」と称する。英語名称は「Association for Documenting Air Raids and War Damages in Japan」とする。

(旧団体名 空襲・戦災を記録する会全国連絡会議/2022年10月1日改称)

第2条(所在地) この団体の事務局を次の所在地に置く。山口県周南市須々万奥286-3 (工藤洋三方)

第3条(目的) 過去の戦争による空襲・戦災の記憶を記録・継承し、関連する内外資料の調査・研究を通して空襲の包括的な理解と普及をはかるなど、多様な活動が全国各地で行われている。この会は、これらの個人が幅広く情報を交換しあい交流することを主な目的とする。

第4条(活動内容) この会は、上記の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 全国大会・総会の開催。
- (2) 研究会・学習会の開催、及び共同研究の実施。
- (3) 会報『空襲通信』の発行。
- (4) その他、この会の目的達成に資する活動。

第5条(構成) 本会の趣旨に賛同し、会費を支払う者を会員とする。会の目的に賛同する団体は賛助会員になることができる。

(1) 個人会員

- 1) 会員は総会に参加し意見を述べ議決に参加できる。
- 2) 会員は会の企画などにおいて会員としての特典を受けることができる。
- 3) 会員は、会報『空襲通信』に研究報告、活動報告を投稿できる。
- 4) 会員は年会費(2000円)を納入しなければならない。

(2) 賛助会員

会則を認め賛助会費(2000円)を支払った団体は賛助会員になることができる。

第6条(組織と運営)

- (1) この会に、次の役員を置く。それぞれの役割は次の(2)、(3)、(4)、(5)とする。

代表2名以内

事務局長1名 事務局員若干名

幹事若干名

会計1名 会計監査2名

- (2) 代表は毎年10月の総会で選出され、この会を代表するとともに、全国大会を招集する。

役員も毎年10月の総会で選出され、会を円滑に運営する役割を行う。

- (3) 事務局長は総会の承認を経て選出され会の事務を統括し、事務局員を指定することができる。事務局の役割は、以下の通りとする。

- 1) 次期全国大会開催地を選定する。
- 2) 全国大会地元開催団体と協力し、大会の企画・運営に協力する。
- 3) 『空襲通信』発行の責任を負う。『空襲通信』編集委員を委嘱し、編集の任にあたらせる。
- 4) その他、会の運営に必要な業務を行う。

- (4) 幹事は総会で選出され、幹事会で意見を述べ幹事会の決定に参加することができる。

- (5) 会計は適正に会費管理を行い、定期的に会計監査を受けることとする。

第7条（総会）

- （1）本会は、毎年1回、定期総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。
総会はオンライン開催を基本とする。
- （2）総会の定足数は会員の過半数とし、会員数の50%まで委任状を認める。
- （3）上記第2項にかかわらず、規約の改定又は改正を議決する総会の場合には、総会員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成により決する。
- （4）総会の議事は、出席した会員の過半数で決めることができる。
- （5）総会においては、議長及び議事録署名者を各1名選出し、この両名が議事録に署名する。

第8条（全国大会）

- （1）可能な限り各地持ち回りで、毎年1回、夏期に開催する。
- （2）名称は「第〇〇回空襲・戦災を記録する会・□□大会」とする。
- （3）経費は、各回の実行委員会が負担するが、空襲・戦災を記録する会が責任を負う。

第9条（学習会）の開催

- （1）オンライン学習会開催
各会員が交互にそれぞれのテーマについて研究発表を行う。また各地の活動報告等を行う。
- （2）空襲資料研究会開催
米軍資料の翻訳、戦時資料の研究発表等を行う。

第10条（『空襲通信』の編集・販売）

『空襲通信』の企画・編集は、別に定める『空襲通信』編集規定による。

第11条（会員資格の喪失）

- （1）2年以上にわたって会費を納めない者は原則として会員たる資格を失う。
- （2）会の目的に反する活動を行ったものは、一定の手続きを経たうえで本会の会員資格を喪失する。

第12条（財政）

- （1）会の財政は、会費、事業収入、寄付金等をもってまかなう。
- （2）会計年度は、7月1日から6月30日までの1年とする。
- （3）財政について、定期的に監査を受け、代表・事務局に報告の上、年一回の総会で会計報告を行う。
- （4）会員脱退時、会費等の返還を行わない。

第13条（会則の変更）

会則の変更は、総会または臨時総会で行い、出席会員の3分の2の賛成で成立する。

第14条（設立年月日）1971年8月14日（旧団体名 空襲・戦災を記録する会全国連絡会議）

付則

1. この会則は2022年10月1日より実施する。
2. この会則は1年間有効として試行し、1年後に見直しを行うものとする。

この会則の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

住所

代表者

押印